

募集要項等に関する質問と回答

No	該当箇所	質問	回答
1	管理運営の基準 P 2 0	雑排水槽の脱臭装置があるようですが、整備の実施（清掃・脱臭素材の交換）は必須でしょうか。	必須です。 指定管理者は、管理運営の基準「第 4 施設維持管理業務 1 基本的事項（1）維持管理業務実施の基本方針」に基づき、業務を実施してください。
2	管理運営の基準 P 2 0	A H U の中性能フィルターの更新は必須でしょうか。	N o 1 に同じ
3	管理運営の基準 P 2 0	いきいきプラザ及びデイサービス内のお風呂清掃の仕様に関しては、いきいきプラザ様と協議をして決めることになるのでしょうか	お見込みのとおりです。
4	管理運営の基準 P 2 4	現指定管理者の備品明細一覧のうち、指定管理者交代の際はこちらは残らず、新指定管理者は必要に応じて備品を調達するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
5	管理運営の基準 P 2 4	令和 9 年 8 月以降に新たにマシンを導入する際は、そこから 5 年間のリース契約を結ぶことは可能でしょうか？	新たにトレーニング機器を導入する場合、そのリース契約期間は指定管理期間内としてください。
6	管理運営の基準 P 4 1	令和 6 年度の管理費が著しく減少している理由、委託費が著しく上昇している理由をご教示ください。	現指定管理者における経理上の取扱いに変更があったためです。 令和 5 年度までは、清掃費、保安警備費を管理費としておりましたが、令和 6 年度からは委託費として取り扱ったため、各費目において金額の著しい増減が生じております。 なお、令和 5 年度以前において、清掃及び保安警備を直営で行っていたわけではありません。
7	管理運営の基準 P 4 2	ネーミングライツについて、本事業計画書にてご提案することは可能でしょうか？	本公募は、本施設の提供する「市民サービスの充実」及び「管理経費の縮減」を期待して行うものでありますので、事業計画書内でのネーミングライツのご提案は受け付けません。
8		令和 5 年度、令和 6 年度の月別の区分別利用人数、区分別利用料金、各室稼働率をご教示ください。	別添資料をご覧ください。
9		現地説明会にて多目的ホールの稼働率 18.3% とご説明があったと記憶していますが、これは指定管理者の自主事業で使用了なものも含めての数字でしょうか？	お見込みのとおりです。 なお、現在の指定管理者が多目的ホールで開催している自主事業は以下のとおりです。 【指定管理者が開催する自主事業（教室）】 腸活ヨガ、健康ウォーキング&姿勢改善、リフレッシュヨガ、かんたんピラティス、ストレッチヨガ
10	募集要項 P 1 4	指定管理料について 5 年間で上限を超えなければ 1 年間の金額に上限はございませんでしょうか？	年度あたりの指定管理料に上限はありません。
11	募集要項 P 1 7	審査基準における「5（2）指定管理料の点数のつけ方」について計算方法等あればご教示ください。	審査基準については、採点方法に応じて点数稼ぎを行う等の作為が働くなど、審査の本質が損なわれるおそれがあるため、募集・選定段階では非公開としています。
12	募集要項 P 1 1	（7）提出書類の A 指定申請書関係に記載の書類については 1 部提出すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

募集要項等に関する質問と回答

No	該当箇所	質問	回答
13	募集要項 P 1 4	正確な指定管理料積算のため、指定管理料基準額の積算根拠をご教示ください。	令和 5, 6 年度の管理経費をベースに、千葉県最低賃金上昇率の過去 5 年平均、及び、複数のシンクタンクが予測する企業物価指数の伸び率を用いて積算しています。 なお、利用料金収入見込額については、条例改正後の利用料金と令和 6 年度の施設利用率をベースに算定していますので、ご注意ください。
14	管理運営の基準 P 2 4	【現指定管理者の備品明細一覧】に記載の備品について、新たな指定管理者は新たに調達する必要があるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	管理運営の基準 P 2 9	警備員の配置について、利用状況を踏まえて、一部の時間帯は運営職員が巡回警備する形でも問題ない認識で宜しいでしょうか。	本施設及びいきいきプラザにおける保安業務は、常駐警備員により行ってください。
16	管理運営の基準 P 3 1	P 3 0 のア駐車場誘導・整理業務（イ）人員配置について、記載されている時間やポスト数は、あくまでも参考として現状の配置状況を記載している認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 駐車場誘導における年間ポストは年度毎の利用状況及び暦の状況により増減しますが、これまでの実績をもとに、540 ポストとしております。
17	管理運営の基準 P 3 7	P 3 7 ～ 3 8 にある供給および受給停止要因で 6 0 日以上ガスが停止した場合、増加費用については協議の上で貴市が負担頂ける認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	基本協定書（案） 第 4 3 条第 1 項	「全ての利用者を対象として」とありますが、全ての利用者一人ひとりにアンケートを依頼することは現実的ではありませんので、依頼・収集する際に制限を設けずにアンケート協力を広く依頼するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	基本協定書（案） 第 6 0 条第 2 項	「甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは」とありますが、事前に甲乙協議の上で、甲が当該第三者に対して損害の賠償をせざるを得ないとき、という認識で宜しいでしょうか。	基本協定書（案）第 6 0 条第 2 項については、甲乙による事前協議の有無に拠らず、第 1 項、「管理業務の実施に当たって、又は管理業務に管理運営の基準等の内容に適合しないものがあつたことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合」に、甲が乙に代わって第三者に賠償を行った場合における乙の甲に対する支払いの責任を規定しております。